

高橋（稔）委員

まず、小中一貫教育校の導入の検討について伺います。

神奈川の教育を考える調査会の最終まとめが出されまして、基本的な視点で、経費の節減と教育の質の確保の両立を目指した教育の在り方という大きな視点が掲げられているわけですが、経費の節減は、小中一貫で統廃合が進めば何となく分かるのですが、質の確保がどう担保されるか、大変関心を抱いているところであります。

そこで、まず確認の意味で、今回、調査会から出ました義務教育の課題として出された小中一貫教育校とはどういう考えか、もう一度確認をさせていただきます。

支援部長兼子ども教育支援課長

小中一貫教育校がどのような考え方から出されたのかというお尋ねですが、義務教育の大きな課題として、充実した教育活動を展開していくということが大変重要です。そのためには、適正な学校規模とする必要があり、存在地域の住民の実情を考慮した上で、学校の統廃合ですとか、施設の見直しといったことも図っていく必要がございます。

小中一貫教育校は、こうした学校の再編の動きと合わせて、9年間を見通した授業の展開、今回の学校教育法でありますとか今後の体制等の中で、教育の目標というものが示されていますので、そういった教育の質を担保していくという意味からも、より効果的で質の高い教育の実現を目指すことが重要であるという、そういう考え方から出されたものです。

高橋（稔）委員

それでは、もう少し具体的にどのようなメリット・デメリットがあるか、確認させていただきます。

支援部長兼子ども教育支援課長

メリット・デメリットですが、子供たちの人間関係等の部分で申し上げますと、小さな学校になりますと、どうしてもその人間関係が固定化してしまうという部分では、デメリットというふうな形で説明させていただきます。

メリットの部分では、逆にその多様な人間関係がつかれるということから、様々子供たちがコミュニケーションを図る上でも、今、課題とも言われていますが、そういったものが一つ解消されてくる。

それから、指導者の側から考えていますと、やはり小学校と中学校の教師が一緒に子供たちを教えるということで、9年間を見通しながら、自分たちも教育活動の原点を見直すということで、発達段階に応じた指導が適切に行われていく、そういったことが挙げられると思っています。

高橋（稔）委員

それでは、そういうメリット・デメリットもあるわけですが、全国的に小中一貫教育の取組についてどういう状況か、確認させていただきます。

支援部長兼子ども教育支援課長

全国の取組は、大きく分類しますと、同一の敷地内で小学校1年生から中学校3年生までがともに学校生活を送る施設一体型というものと、別々の敷地にあつて、小中学校の教員や児童・生徒が移動して、学習したりする施設分離型がございます。

また、その学年のまとまりで分類すると、現行の6・3制を実施する場合ですとか、低学年を1年生から4年生、高学年を5年生から9年生の二つに分ける4・5制ですとか、そういった教育課程の上での区分等々、多様な取組が行われています。

高橋（稔）委員

既に本県の政令市では取り組まれている実績もあるというふうに伺っているのですが、本県の小中一貫教育について具体的にどのような取組がなされているのか、伺っておきます。

支援部長兼子ども教育支援課長

政令市における取組ですが、横浜市におきましては、市内の小学校、中学校を基本として142のブロックに分けまして、施設分離型の小中一貫教育を平成24年度から全域で実施しているという状況がございます。

川崎市では、平成20年度から、施設一体型の学校を1校開設いたしまして、9年間は、前期4年、中期3年、後期2年に分けて、特に中期である小学校5年生から中学校1年生の期間を一まとまりにすることで、小学校から中学校へスムーズな接続を図っていると、こういう事例がございます。

また、県内のほとんどの小中学校におきましては、小中一貫教育の狙いを踏まえた連携教育というものも形成されている状況がございます。

高橋（稔）委員

今、横浜市、川崎市の例を伺ったわけですが、それについて県教育委員会としてはどういう評価をしているのか、確認いたします。

支援部長兼子ども教育支援課長

これまでも、例えば横浜市におきましては、小中一貫教育校の発表という場が度々開催されておりまして、そこに私どもの担当の指導主事を出席させていただきまして、先ほどお話に出ておりましたメリットであるとかデメリット、我々の通常の教育課程の中で行われている部分にも、多分に効果があるものもあろうかと思えますし、また今後の小中一貫教育校を展開する上でも、そういったところで、材料を収集しながら、県内の各市町村の方に、これまでも、横浜市の事例等も含めて、小中一貫におけるメリットですとか課題等も含めて提供してきているという状況がございます。

高橋（稔）委員

特に横浜市の場合は、大規模な学校数を有してしまっていて、今、ブロック制というふうにおっしゃったのですが、これは、教育委員会自体がかなり肥大化していますので、そこでは情報の一元化に時間がかかるとか、大変日常的に苦慮されている面もあるかと思うのですが、教育委員会と、またこのブロック制を敷いた中で今おっしゃった小中一貫校への取組、こういった相乗効果というんでしょうか、この辺については、何か把握されている点はあるのでしょうか。

支援部長兼子ども教育支援課長

こういった小中一貫教育校ですとか、小中連携も含めて、教育委員会の果たす役割というのは非常に大きいと思っています。横浜市も、地域によっては、このブロック制の中で、通学区域をそのまま生かした小中一貫でやっているところもあれば、通学区域を特認校的な形で崩して、実験的にやっているところもあります。ですから、そういったブロックによる違いを教育委員会が一元化することによって、より今後に向けてのメリット・デメリットを整理しながら、我々としても、その情報を頂きながら、県の取組の中に参考にさせていただいていく要素が十分にあると捉えています。

高橋（稔）委員

先ほど他の委員からも出ていましたが、部活動の話ですとか、そういう面もあって、学校教育の現場は、学習面とともに、そういう部活動ですとか、大変多岐にわたって教職員の方々は御努力いただいているのですが、この小中一貫校で、エリアが限定されていくということになると、なかなか自分が目指す部活動なり、そういったところに適時適切に行けないような子供の要求というか子供の求める充実度というか、こういったところとそぐわない場面が出てくるんじゃないかなと思うのですが、これらについてはどうのお考えでしょうか。

支援部長兼子ども教育支援課長

横浜市が小中一貫教育に取り組む前に、実は、横浜市も通学区域の見直しという取組を行っております。したがって、その地域によって、通学区そのものが、法的な根拠があってなされているものではなくて、地域の実情に応じて、時には弾力的に扱うということも法令上認められていますので、今後、そういった点は、十分研究というか検証していく必要があると思っています。

ただ、具体的にどのようなというのは、それぞれの地域に応じてというところはあるかと思っています。

高橋（稔）委員

通学区域の見直しは、簡単なことではなくて、その地域ごとのお子さんの数からはじまって、その区行政なり各地域の実情等を考えると、なかなかその通学区域を柔軟にというのは、言葉ではあっても、なかなか厳しい現実があるのかな、そこでいろいろ苦労が現場ではあるのですが、もっと言うと、学校選択制みたいな一歩進んだ考え方がどうなのかなという話にならざるを得ないのですが、この学校選択制みたいな話と小中一貫校というのは、例えば神奈川の教育を考える調

査会等でそういうことも出たのか参考までに伺います。

支援部長兼子ども教育支援課長

学校選択制という具体的な話は、議論に上ったという記憶はないです。ただ、この学校選択制も、先ほどのお話のその通学区域とのつながりの中で、要は、就学する際に、保護者の方の意見を聞くという姿勢の中で、市町村が、その学校を指定するということで、学校選択制という意味で出てきていて、自由選択制であったりブロック選択制であったり、県内においても様々な取組をされていますので、これまでのそういった具体的な事例も十分参考にさせていただきながら、そういった情報も整理をしてという、そういう必要性はあると捉えています。

高橋（稔）委員

小中一貫教育校といっても、どこにこの視点を置くかで、進め方は随分違ってくるのではないかなと思うんですね。先ほど冒頭申しました経費の節減ということに余り重きを置いてしまうと、また違うでしょうし、教育の質の確保ということでの両立というふうに定めていますが、もう一つは、子供の描くその学びの環境づくりというんでしょうか、部活動ですとか、そういうこの学校に、行ってみたいというようなこともやっぱり加味していくべきではないかなと、そういうみんなの要望を入れたら大変なことになるかもしれませんが、何か神奈川の教育を考える調査会が、これで全部もう物事は決めてやっていくんだみたいな考え方というのは、本当にそれでいいのかなと、率直にそんな感じがしてしまうんですが、もう少し充実すべきところは充実するとあるので、めりはりをきかせるとあるので、分からなくはないんですが、子供の視点、児童・生徒の視点というのを考えて、教育環境を創造していただければなと確認したんですが、小中一貫教育の導入の検討について、今後どのように進めていくのか、伺っておきます。

支援部長兼子ども教育支援課長

設置者である市町村教育委員会が、やはりその地域の実態、子供たちの実態を十分に踏まえた上で、主体的に判断をしていただく、そういった材料を提供しながら、場合によっては、一緒に考えるような場面もつくらせていただきながら、本当に子供たちの学習が、そして教育活動が充実する、そういった小中一貫教育校を目指して、神奈川県としては取り組んでいきたいと考えています。

高橋（稔）委員

是非子供の目線というのも、充実させて、定めていただきたいと思うのですが、これは、モデル校を決めてやるとか、何らかの市町村に対してインセンティブを施さないと、いきなり決められて、あとは、市町村教育委員会で頼みますよと言われても、なかなかそう簡単なものではないと思うのですが、その辺のお考えはどういうことなんでしょうか。

支援部長兼子ども教育支援課長

委員お話しのように、モデル校を決めさせていただく中でやる上で、様々な人的な充実も必要でしょうし、その中1ギャップと言われるような課題を解決するという一つの大きな狙いもございますので、そういったところに、専門的な方を

うまく配置できるような工夫ですとか、十分その辺は、課題点も含めて整理させていただきながら、そういったことを視野に入れて取り組んでいきたいと考えています。

高橋（稔）委員

是非そういう丁寧な進め方をよろしくお願ひしたいと思いますが、これは、こういうふうに出してきたからには、そうはいつでも、スケジュール感を持った取組なのでしょうが、どういうスケジュール感でこれはなさろうとしているのか、確認させてください。

支援部長兼子ども教育支援課長

8月の末に、神奈川の教育を考える調査会から示させていただいた後、教育事務所を含めた市町村の総務、そして指導部の課長方が集まる会議で、このお話を既にさせていただいています。そういった中で、当然、今、いろいろお話を頂いて、様々な課題を整理していかなければなりませんので、既に教育事務所等を通じて、このお話をさせていただいている経緯もございますので、今年度中に、課題等を整理しながら、どういう方向で進めていくのが一番よろしいかという辺りは、整理していく必要があると思っています。

そういう中で、来年度には、具体的にどの辺りで、どこが可能なのかということまで絞り込めるような、そんなスケジュール感で今現在はおります。そのくらいのスパンでやっていかないと、この提案を頂いて、余り時間がたってからの実施ということではなかなか難しいと思っていますので、今年度、来年度をある程度視野に入れながら、その次辺りから少しずつそのモデル校の動きが進められればいいかなと考えています。

高橋（稔）委員

ということは、その次辺りというのは平成 27 年度から具体的に試行ということですか。

支援部長兼子ども教育支援課長

設置者が市町村教育委員会ですので、当然、クリアしなければならない課題がございますので、県がこういうスケジュールでというのをお出ししても、なかなかそのこのところの歩み寄りも必要だと思ひます。丁寧にという部分を最大限尊重しながら、スピード感を持って対応していきたいと思っています。

高橋（稔）委員

是非丁寧に県民の意見を伺っていただひて進めていただくことを要望しておきたいと思ひます。

次に、インクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実について伺ひます。

昨年7月に、中央教育審議会に設置されました特別支援教育の在り方に関する特別委員会の報告が取りまとめられまして、学校教育法施行令の一部改正ということで、9月1日に通知が出されていますが、今、申し上げました中央教育審議会のこの報告で述べられているインクルーシブ教育を推進するための基本的な考

え方について確認させていただきます。

特別支援教育課長

ただいまお話しいただきましたように、昨年7月の中央教育審議会特別委員会の報告で、共生社会の実現に向けて、障害がある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要であるというふうにされています。

また、神奈川の教育を考える調査会の最終まとめでも、インクルーシブ教育の推進について提言されています。インクルーシブ教育システムの構築のための基本的な要素として、就学先決定の仕組みを見直すこと、そしてまた合理的な配慮及びその基礎となる環境整備を進めながら、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学べるようにすることが挙げられる。

また、今年9月に学校教育法施行令の一部が改正されましたので、改正の趣旨などを周知するとともに、市町村教育委員会と一層連携を図り、多様な学びの場の整備、学校間連携の推進、教員の専門性の向上といったものに取り組ながら、教育の質を確保しながら進めていくことが肝要かというふうに考えています。

高橋（稔）委員

このインクルーシブ教育の推進に向けまして、本県の特別支援教育の現状がどうなっているのか、そしてこの現状を踏まえた上で、課題はあるかと思いますが、それらについて併せて伺っておきます。

特別支援教育課長

インクルーシブ教育の推進に向けましては、特別支援教育の対象の児童・生徒が、通常の学級、通級や特別支援学級あるいは特別支援学校等、多様な場で学んでいることと、その在籍状況を見据えながら進めていく必要があるというふうに考えています。

特別支援教育の対象のうち特別支援学校の在籍者数は、この10年間で5,284人から7,720人と約1.5倍になっています。また、特別支援学級の在籍者数は5,788人から1万1,511人と約2倍、通級による指導の対象のお子さんも2,419人から4,742人と約2倍に増加している状況がございます。

また、平成24年に実施されました全国調査では、通常の学級に在籍している児童・生徒のうちでも、発達障害の可能性のある児童・生徒が全体の約6.5%在籍しているというような結果も出されていますので、特別支援教育の対象の児童・生徒が通常の学級も含めた多様な学びの場に在籍している、こういう状況を十分受け止めながら、対応していく必要があると考えています。

課題ですが、こういう多様な学びの場に、対象となる子供たちが分散をして学んでいるということで、共に学ぶ仕組みをつくっていくところでは、そういう部分に配慮していく必要があるというふうに考えております。

高橋（稔）委員

そこで、今回の報告書で、共生社会の形成に向けたということで、表題が付いているのですが、この今おっしゃった多様な学びの場ということですが、共生社

会を形成するためにどのように取り組んでいこうとされるのか、確認させていただきます。

特別支援教育課長

大変難しい御質問ですが、まず一つは、就学先を決定する段階、いわゆる就学前のお子さんが小学校に上がる段階で、地域の小学校に進学できるような仕組みを構築していくことと、その際に市町村教育委員会と連携を図って対応していく必要があるというふうに考えています。

また、多様な学びの場に、児童・生徒が在籍している状況を考えたときに、小中学校も含めた特別支援学校も含めた全ての教員が、発達障害等のある児童・生徒に適切に指導ができるように、校内の支援体制を整え、あるいは教員の専門性を向上させるといったような、そういった取組も必要かなというふうに考えています。

加えて、特別支援学校のセンター的機能を一層充実させていく必要があると考えています。

高橋（稔）委員

今、様々な課題がある中で、御苦労も多いんだろうと思いますが、この多様な学びの場の整備も片方で進めていかなければいけないわけですが、本県では特別支援学校を整備しています。今も、特別支援学校に入校を希望する方は着実に増えていると思うのですが、今の御答弁を伺いながら、そういった特別支援学校へ入学したいという方々が増えている現状を踏まえて、今後どういう対応されていこうとしているのか、伺います。

特別支援教育課長

御指摘のとおり、特別支援学校に入学を希望する児童・生徒の増加に対する対応としまして、特別支援学校の新校整備を直近の10年間では約2年に1校のペースで設置してきています。本年4月には、知的障害教育部門高等部だけを置く横浜ひなたやま支援学校を横浜市瀬谷区に開校しております。

また、高等学校に、特別支援学校の高等部分教室を平成16年度から平成24年度までに20、分教室を設置しております。

さらに、現在、平成28年4月の開校に向けて、海老名市において県央方面特別支援学校、仮称ですがこの整備に着手をしているところです。

高橋（稔）委員

少し話が戻って恐縮ですが、先ほど文部科学省から出ました、この9月1日出された学校教育法施行令の一部改正で、先ほどの答弁の中でも、就学先を決定する仕組みについて見直していくというお話があったのですが、これはそう一方的に決められても、なかなか環境が整っていかなければ厳しい話なんです。今、県では着実に多様な学びの場ということで整備していますよということで、具体にお答えいただいたのですが、この文部科学省から出されている法改正と、どういふふうにこれは読み合わせていけばいいんでしょうか。

また、各市町村に言われても環境が整っていなければ、受け止め難いというか、

実行不可能というか、厳しさもあろうと思うのですが、どういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

特別支援教育課長

今回の法の改正は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する障害の程度のお子さんが、これまでは原則特別支援学校に就学するという、そういった仕組みになってございましたが、ここの原則特別支援学校に就学するという部分を改正しまして、本人、保護者の意向も踏まえながら、医療的な部分の状況、障害の全体像を捉えて、総合的に判断する仕組みに交換してきています。

総合的に判断するということは、就学をする小学校、受け入れる側の小学校において、必要となる支援への対応が十分できる、そういった体制を整えていくといったようなことが求められていくと思いますので、これまで以上に、地域の小中学校の特別支援学級等でも、指導の部分の指導力の向上だとか、そういった部分を引き上げていく、そういう必要があると考えています。

高橋（稔）委員

そうはいつでも、環境がきちんと整っていないと、なかなかきれいごとと言ったら語弊がありますが、済まないと思うんですが、やっぱり市教委はじめ県教委も含めてですが、しっかり本人や保護者に十分な提供をすること、そして本人、保護者の意見を最大限に尊重することとか、こういうことで合意形成をしっかりと図って、今おっしゃったように、共生社会に向けて、その就学先をしっかりと決めていけることがベターだと思うんですが、そういうこともこの学校教育法施行令一部改正について、文部科学省から改正の趣旨のところでも盛り込まれているわけですね。したがって、何を申し上げたいかという、県教委としても環境整備に尽くす使命と責任は重いなというふうに思うのですが、御見解を伺っておきます。

特別支援教育課長

今回の法の改正は、インクルーシブ教育、いわゆる共生社会の実現に向けた第一歩というふうに捉えております。したがって、特別支援学校に通学をするお子さん、当然いらっしゃると思いますが、障害のあるお子さんでも可能な限り地域に就学することにより、地域コミュニティの中で、集団への適応、そういった部分を拡大しながら、将来的に子供たちは、障害があっても地域で生活をしていきますので、そういう部分、いわゆる交流や共同学習といった部分を充実させていくというところが、スタートの段階では肝要になってくるかなと考えております。

高橋（稔）委員

昨年の中央教育審議会のこの報告を受けて、本年 9 月にこうやって学校教育法施行令が改正されたということを受けて、これから第一歩として大いに環境整備に取り組んでいただくことを強く要望したいと思いますが、それにしても特別支援学校の老朽化が激しいですよね。散見してみますと、どういうふうに計画を立ててやっていたらいいのかと思うときもあるのですが、耐震性があればいいというものではなくて、例えばトイレの問題ですとか、それから外壁が、かなり、



どことは申しませんが、知っていますが、あえて言いませんが、本当にそういった意味では、特別支援学校の老朽化対策についてどう対応していこうと考えているのか、まなびや計画推進課長に伺っておきたいと思います。

まなびや計画推進課長

特別支援学校の老朽化の対応状況ということでお話がございましたが、現時点では、委員御指摘のとおり、耐震化ということに重点を置かせていただいていますので、老朽化対策としましては、予算の中で各種営繕工事というのがございまして、こうした中で、年度当初にある程度大きな工事について箇所付けをして、計画的に行っていこうと、こういう工事で、特別支援学校を見ますと、例えば屋上防水であるとか、トイレの配管の改修、こういった13箇所の工事を今、今年度の箇所付け工事として位置付けておりまして、ちょうど現時点で7箇所実施をしています。

また、個別にも、様々学校の要望などがございまして、随時に対応する各種営繕工事というものはございまして、この半年間で、特別支援学校では23箇所工事をさせていただいています。

いずれにしても、耐震化を中心にやっているということで、老朽化に対しては対処療法的に対応せざるを得ないといった状況です。

高橋（稔）委員

限られた財源の中で、御苦労も多いのだと思いますが、そうは言っても、今後、具体的に共生の環境整備のために、どう具体的に対応していくのか、お考えがあれば伺っておきたいと思います。

まなびや計画推進課長

特別支援学校の老朽化ですが、これは、特別支援学校に限らず、県立学校全般に言えることだろうと思っています。現在、耐震化の方に力を入れていますが、今後は、老朽化対策というものは、かなり重要なウエイトを占めてくるという認識ではおりますが、そのためにも老朽化状況がどうなのかということをしつかり把握する必要がございまして。

現在、建築基準法に基づいた外部専門機関による点検というのをやっておりまして、今年度で全ての施設の確認を終えます。したがって、その結果ですとか築年数の状況なども把握しておりますので、そういったものを総合的に勘案しながら、今後の老朽化対策を検討してまいりたいと考えています。

高橋（稔）委員

是非この共生社会確立のために、スピードアップしていただいて、例えば財政難でしたら民間の力を借りるとか、いろいろな工夫もしていただいて、多様な学びの場が確立されていますように要望しておきたいと思います。

意見発表

高橋（稔）委員

それでは、公明党県議団を代表して、付託された諸議案に関し意見を申し述べます。

まず、定県第 80 号議案、一般会計補正予算案及び第 102 号議案の学校事故訴訟和解金についてであります。

平成 8 年に発生した元石川高校におけます部活動事故に関し、本定例会に提案されている和解事案については、和解金額の多寡は問われますが、まず部活動中に原告生徒が倒れ、重篤な後遺障害が残ったことは、原告の御両親はじめ、関係する方々に多大なる影響を及ぼす結果となっただけで、大変に残念であります。

本件の場合のように、和解に至るまで長期間を要した場合は、本来、信頼されるはずの学校と生徒、保護者との関係を長い間、相対立させることになり、教育行政を進める上でも、大きなマイナスとなっただけで、かえって、そこで、今後、従来にも増して、悲しい事故を回避する施策展開することが強く望まれます。

加えて、顧問教諭や学校関係者の部活動に関わる姿勢を萎縮させてはなりませんし、しっかりと事故再発防止と初期初動の適正な対応は徹底することを要望いたします。

次に、定県第 80 号議案、補正予算案のスポーツを通じた地域コミュニティ活性化の促進についてであります。

本事業は、国からの委託事業であり、地元の大学が保有するスポーツ資源である人材や施設を効果的に活用し、地域住民の運動、スポーツへの参加意欲を高め、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化を図ることを目的としています。

これまで本県では、3033 運動を展開していますが、どのように今回の事業を関連させ、相乗効果を上げていくのか、大いに期待するところであります。

この議案審査中にも、県立岸根高校の白井選手が、第 44 回世界体操競技選手権の男子体操床運動で、金メダル獲得の快挙をなし遂げました。今後、一層 2020 年オリンピック・パラリンピック東京開催に向けても、トップアスリートの育成支援を講じていくべきであります。

国でも、2020 スポーツ戦略プランを策定し、ターゲットエイジ育成への強化プロジェクトと称し、活躍が期待される競技者に対する特別育成強化プロジェクトを実施するとしています。

本県においても、神奈川県生まれ、神奈川県育ちのトップアスリートが存分に活躍できるように、国やオリンピック委員会などの動向を見据えながら、トップアスリートの育成支援方策について、一層一人一人の才能を生かしていくという視点も入れながら、アクティブかながわ・スポーツビジョンの一層の推進に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、定県第 96 号議案、神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

具体的には、相模向陽館高校に続き、県内 2 校目となる多部制定時制高校である神奈川県立横浜明朋高等学校の設置条例についてであります。

この学校の設置コンセプトの一つに、学校と地域の連携が挙げられています。

学校施設の開放や福祉や子育て施設がある周辺の教育環境との関わりを持つことにも、地域との協働を図られるように取り組んでいただきたいと思います。そのためにも、組織されている地域協働協議会を活用していくべきであります。新校開校まで半年ですが、定時制多部制高校の特色を中学生や保護者、そして地元住民にも丁寧に説明し、大いに発展させるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

この際、ハード面の環境整備についても、例えば外壁塗装などにもしっかりと取り組んでいただき、体育館や校舎の修繕にも配慮していただくように要望いたします。

次に、報告事項の点についてですが、学校でのアレルギー研修に係る教育委員会の取組についてであります。

これまで、およそ 4,000 名の方々が専門研修を受け、今後も研修事業は協働で実施してきた NPO 法人アレルギーを考える母の会と連携し、公立学校等で校内研修を行うとしています。貸出しするエピソードトレーナーは、数量に限りがあるとのことですが、研修 DVD や食物アレルギー緊急時対応マニュアルを大いに活用することが重要であります。

さらに、消防機関などとの連携強化や、学校内に教職員等から成る（仮称）食物アレルギー対応委員会を設置し、教職員等の不安の解消や即時の対応に役立てていくべきであると提案いたします。この NPO 法人アレルギーを考える母の会との協働事業は、かながわボランティア活動推進基金 21 を活用してきたわけですが、来年度においても、関係各局と連携し、引き続き専門研修や様々な協働事業を展開していくことを強く要望します。

続きまして、小中一貫教育校の導入の検討についてであります。

小中一貫教育には、多数のメリットがある反面、解決しなければならない課題も数多く見受けられます。未来を担う神奈川の子供たちに、より良い教育環境を提供することは、県教育委員会の使命であります。今後とも、市町村教育委員会と連携し、様々な課題を克服し、小中一貫教育校の導入の検討を進め、これまでに以上に子供たちが、安心して楽しく学ぶことができる教育環境の整備に努めていただくように要望いたします。

最後に、インクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実についてであります。

共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育を推進していくためには、個々の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、的確に対応できる多様で柔軟な仕組みと多様な学びの場の整備が重要であります。今後も、ハード、ソフトの両面において、特別支援教育の充実に取り組まれるように要望し、意見といたします。

以上をもちまして、賛成の意を表しまして、意見発表とさせていただきます。